

平成 24 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

平成 24 年 3 月 28 日
 国住備第 716 号
 国住整第 181 号
 国住市第 157 号
 国土交通事務次官通知

平成 24 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費		第 5 により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費		第 6 により算出した宅地復旧工事費の額
	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項		第 7 により算出した住宅共

	において準用する場合を含む。)に規定する標準住宅共用部分工事費	用部分工事費の額
	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付け国住備第162号)第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
サービス付き高齢者向け住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第4条第5項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
小規模住宅地区等改良事業	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及び第4項(1)に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等

	項(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準建設費		設置費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費		第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費		第8により算出した施設工事費の額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び既設改善関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱(平成11年3月19日付け建設省住整発第25号)第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額		第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費		第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費		第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業(密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。)	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け国住市第352号)第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅲ編第1章16-(8)1第3号に規定する国土交通大臣の定める額		第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け国住市第352号)第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成	従前居住者用住宅の建設に要する費用	第2により算出した主体附帯工事費の額
	住市第352号)第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成	従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用	第12により算出した賃貸施設工事費の額

	22年3月26日付け国官 会第2317号) 附属第Ⅲ編 第1章16-(8)1第 8号に規定する国土交 通大臣の定める額	
--	-------------------------------------------------------------------------	--

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

- (1) 主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）から（その4）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり 主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

（1戸当たり主体附帯工事費）

＝（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額）

＋（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事費面積係数）×（1戸当たり平均面積）

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1（その1）に定める1戸当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合には、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,301,000円以内又は、2,560,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、

次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B'_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P_i : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A_i : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

C_i : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街

地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に270,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、270,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の25）
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が111,000円を超える場合にあつては、111,000円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で21,000円を超える場合にあつては21,000円、非木造住宅の除却工事で30,000円を超える場合にあつては30,000円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該額）とする。

1 戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注2) DIDの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあつては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあつては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあつては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、DID区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用(その額が2,197,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額)とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の内各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の内各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,770	1,940	2,050	2,220	2,330

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が970,000円を超える場合にあっては、970,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が450,000円を超える場合にあっては、450,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用(当該費用が1,560,000円を超える場合にあっては、1,560,000円)

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i'}{Y_i} \times Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y_i : 別表第1 (その1) に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y_i' : 当該施設の補助対象床面積

Z_i : 別表第1 (その1) に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

(i は、構造別を示す添字である。)

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(16)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,480,000円以下、(9)については1施設当たり651,000円以下、(16)については1施設当たり1,280,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあつては2で、3分の1又は3分の2の場合にあつては3で、5分の2の場合にあつては5で、4分の3の場合にあつては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	14,940	14,650	13,780	13,240	13,200
	大都市		-	11,990	11,280	10,840	10,810
	多雪寒冷		11,720	11,490	10,810	10,390	-
	一般		-	11,140	10,490	10,070	10,040
	奄美		-	-	-	-	12,270
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	15,750	15,440	14,620	14,120	14,080
	大都市		-	12,750	12,080	11,670	11,630
	多雪寒冷		12,530	12,280	11,630	11,230	-
	一般		-	11,920	11,290	10,900	10,870
	奄美		-	-	-	-	13,360
耐火構造平家建	特別	74.7	16,680	16,350	15,360	14,770	14,750
	大都市		-	12,800	12,020	11,560	11,550
	多雪寒冷		12,470	12,220	11,480	11,040	-
	一般		-	11,670	10,960	10,540	10,530
	奄美		-	-	-	-	12,890
耐火構造2階建	特別	79.3	16,900	16,560	15,690	15,140	15,130
	大都市		-	13,650	12,930	12,480	12,460
	多雪寒冷		13,440	13,170	12,480	12,040	-
	一般		-	12,720	12,050	11,630	11,620
	奄美		-	-	-	-	14,220
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	15,080	14,790	14,080	13,640	13,610
	大都市		-	12,830	12,220	11,840	11,820
	多雪寒冷		12,650	12,400	11,800	11,440	-

	一般		-	11,870	11,300	10,950	10,920
	奄美		-	-	-	-	14,040
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	16,580	16,260	15,480	15,000	14,970
	大都市		-	14,110	13,430	13,020	12,990
	多雪寒冷		13,900	13,630	12,980	12,570	-
	一般		-	13,050	12,420	12,030	12,010
	奄美		-	-	-	-	15,440
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	15,500	15,190	14,440	13,990	13,980
	大都市		-	13,200	12,540	12,150	12,140
	多雪寒冷		13,010	12,760	12,120	11,750	-
	一般		-	12,160	11,560	11,200	11,190
	奄美		-	-	-	-	14,320
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,040	16,700	15,870	15,380	15,370
	大都市		-	14,510	13,790	13,360	13,350
	多雪寒冷		14,310	14,020	13,330	12,910	-
	一般		-	13,370	12,710	12,310	12,300
	奄美		-	-	-	-	15,750
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	15,300	15,000	14,190	13,710	13,700
	大都市		-	12,920	12,230	11,810	11,800
	多雪寒冷		12,710	12,460	11,790	11,390	-
	一般		-	11,840	11,200	10,830	10,810
	奄美		-	-	-	-	13,850
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	16,830	16,500	15,610	15,080	15,060
	大都市		-	14,210	13,440	12,990	12,970
	多雪寒冷		13,980	13,700	12,960	12,530	-
	一般		-	13,020	12,320	11,900	11,890
	奄美		-	-	-	-	15,220
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	16,510	16,190	15,440	14,990	14,970
	大都市		-	13,440	12,820	12,450	12,430
	多雪寒冷		14,650	14,370	13,700	13,300	-
	一般		-	12,600	12,020	11,670	11,650
	奄美		-	-	-	-	15,380
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別		17,410	17,070	16,350	15,920	15,900
	大都市		-	13,840	13,260	12,910	12,900

	多雪寒冷	101.1	15,180	14,880	14,260	13,880	-
	一般		-	12,830	12,290	11,970	11,950
	奄美		-	-	-	-	15,780
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特別	101.1	17,740	17,390	16,720	16,310	16,300
	大都市		-	15,000	14,420	14,070	14,050
	多雪寒冷		16,080	15,770	15,160	14,790	-
	一般		-	14,240	13,700	13,360	13,350
	奄美		-	-	-	-	17,620
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特別	101.1	18,800	18,430	17,770	17,390	17,370
	大都市		-	15,890	15,320	14,990	14,980
	多雪寒冷		17,050	16,710	16,110	15,770	-
	一般		-	15,100	14,560	14,240	14,230
	奄美		-	-	-	-	18,780
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特別	105.6	25,930	25,420	24,670	24,260	24,230
	大都市		-	19,620	19,030	18,720	18,700
	多雪寒冷		21,920	21,490	20,850	20,500	-
	一般		-	17,790	17,270	16,980	16,960
	奄美		-	-	-	-	20,860

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	12,810	12,560
	一般		11,930	11,700
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	13,100	12,840
	一般		12,440	12,200
耐火構造平家建	特別	76.3	13,630	13,360
	一般		12,990	12,730
耐火構造2階建	特別	80.9	14,020	13,750
	一般		13,370	13,100
中層準耐火構造 (地上階数3階)	燃料庫付	87.1	14,130	13,850
	一般		13,390	13,130
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	85.5	14,490	14,200
	一般		13,740	13,470

中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,500	15,200
		一般		14,700	14,420
	暖房設備付	特別	94.0	15,930	15,620
		一般		15,110	14,810
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,600	14,320
		一般		13,730	13,460
	暖房設備付	特別	85.5	14,990	14,700
		一般		14,090	13,820
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,030	15,720
		一般		15,070	14,780
	暖房設備付	特別	94.0	16,480	16,160
		一般		15,490	15,190
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	13,500	13,240
		一般		12,690	12,440
	暖房設備付	特別	85.5	13,840	13,570
		一般		13,020	12,760
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	14,810	14,520
		一般		13,930	13,660
	暖房設備付	特別	94.0	15,220	14,920
		一般		14,310	14,030
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	102.7	13,430	13,160
		一般		12,420	12,170
	暖房設備付	特別	101.1	13,700	13,430
		一般		12,670	12,420
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	102.7	15,070	14,770
		一般		13,930	13,660
	暖房設備付	特別	101.1	15,300	15,000
		一般		14,130	13,860
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	102.7	16,020	15,710
		一般		14,820	14,530
	暖房設備付	特別	101.1	16,240	15,930
		一般		15,010	14,720
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	102.7	17,460	17,120
		一般		16,140	15,830
	暖房設備付	特別	101.1	17,650	17,300

		一般		16,310	15,990
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	21,540	21,120
		一般		19,910	19,520
	暖房設備付	特別	105.6	21,810	21,380
		一般		20,160	19,760

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	10,860
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	12,120
耐火構造平家建	74.7	12,160
耐火構造 2 階建	79.3	12,900
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,350
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	14,680
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,630
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	14,990
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	12,470
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	94.0	13,720
高層耐火構造	101.1	13,200

(地上階数6～8階)		
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	14,880
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	15,960

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	14,230	13,950	13,130	12,610	12,570
	大都市		-	11,420	10,740	10,320	10,290
	多雪寒冷		11,160	10,940	10,300	9,890	-
	一般		-	10,610	9,990	9,590	9,560
	奄美		-	-	-	-	11,690
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	14,990	14,700	13,920	13,450	13,410
	大都市		-	12,140	11,500	11,110	11,080
	多雪寒冷		11,930	11,690	11,070	10,700	-
	一般		-	11,350	10,750	10,380	10,350
	奄美		-	-	-	-	12,720
耐火構造平家建	特別	74.7	15,880	15,570	14,630	14,060	14,050
	大都市		-	12,190	11,450	11,010	11,000
	多雪寒冷		11,870	11,640	10,930	10,510	-
	一般		-	11,110	10,440	10,040	10,030
	奄美		-	-	-	-	12,280

耐火構造2階建	特 別	79.3	16,090	15,770	14,940	14,420	14,400
	大 都 市		-	13,000	12,310	11,880	11,870
	多雪寒冷		12,800	12,550	11,880	11,470	-
	一 般		-	12,110	11,470	11,070	11,060
	奄 美		-	-	-	-	13,540
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	15,020	14,730	14,020	13,590	13,560
	大 都 市		-	12,790	12,170	11,790	11,770
	多雪寒冷		12,600	12,350	11,760	11,390	-
	一 般		-	11,820	11,250	10,910	10,880
	奄 美		-	-	-	-	13,990
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	16,520	16,190	15,420	14,940	14,910
	大 都 市		-	14,060	13,380	12,970	12,940
	多雪寒冷		13,850	13,580	12,930	12,530	-
	一 般		-	13,000	12,370	11,990	11,970
	奄 美		-	-	-	-	15,380
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	15,440	15,140	14,380	13,940	13,920
	大 都 市		-	13,150	12,490	12,110	12,090
	多雪寒冷		12,960	12,710	12,080	11,700	-
	一 般		-	12,120	11,510	11,160	11,140
	奄 美		-	-	-	-	14,270
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	16,970	16,640	15,810	15,320	15,310
	大 都 市		-	14,450	13,730	13,310	13,300
	多雪寒冷		14,250	13,970	13,280	12,870	-
	一 般		-	13,320	12,660	12,260	12,250
	奄 美		-	-	-	-	15,690
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特 別	85.5	15,250	14,950	14,140	13,660	13,650
	大 都 市		-	12,870	12,180	11,770	11,760
	多雪寒冷		12,670	12,420	11,750	11,350	-
	一 般		-	11,800	11,160	10,780	10,770
	奄 美		-	-	-	-	13,790
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	16,760	16,430	15,550	15,020	15,010
	大 都 市		-	14,150	13,390	12,940	12,920
	多雪寒冷		13,920	13,650	12,920	12,480	-
	一 般		-	12,970	12,270	11,860	11,850

	奄美		-	-	-	-	15,170
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	特別	101.1	16,320	16,000	15,260	14,810	14,800
	大都市		-	13,290	12,670	12,300	12,290
	多雪寒冷		14,480	14,200	13,540	13,140	-
	一般		-	12,450	11,870	11,530	11,520
	奄美		-	-	-	-	15,200
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	特別	101.1	17,200	16,870	16,160	15,730	15,720
	大都市		-	13,680	13,100	12,760	12,750
	多雪寒冷		15,000	14,710	14,090	13,720	-
	一般		-	12,680	12,150	11,830	11,810
	奄美		-	-	-	-	15,590
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特別	101.1	17,530	17,180	16,520	16,120	16,100
	大都市		-	14,820	14,250	13,900	13,890
	多雪寒冷		15,890	15,580	14,980	14,620	-
	一般		-	14,080	13,540	13,210	13,190
	奄美		-	-	-	-	17,410
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特別	101.1	18,580	18,210	17,560	17,180	17,170
	大都市		-	15,710	15,140	14,820	14,800
	多雪寒冷		16,850	16,520	15,920	15,580	-
	一般		-	14,920	14,390	14,080	14,060
	奄美		-	-	-	-	18,560
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特別	105.6	25,630	25,120	24,380	23,970	23,950
	大都市		-	19,380	18,810	18,500	18,480
	多雪寒冷		21,660	21,230	20,610	20,260	-
	一般		-	17,580	17,060	16,780	16,760
	奄美		-	-	-	-	20,620

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	12,200	11,960
	一般		11,360	11,140

木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	80.9	12,470	12,220
		一般		11,850	11,620
耐火構造平家建		特別	76.3	12,970	12,720
		一般		12,370	12,130
耐火構造 2 階建		特別	80.9	13,350	13,090
		一般		12,730	12,480
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,080	13,800
		一般		13,340	13,080
	暖房設備付	特別	85.5	14,430	14,150
		一般		13,690	13,420
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,440	15,140
		一般		14,650	14,360
	暖房設備付	特別	94.0	15,870	15,560
		一般		15,050	14,760
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,550	14,260
		一般		13,680	13,410
	暖房設備付	特別	85.5	14,930	14,640
		一般		14,040	13,760
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,970	15,660
		一般		15,010	14,720
	暖房設備付	特別	94.0	16,420	16,100
		一般		15,440	15,130
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	13,450	13,190
		一般		12,640	12,400
	暖房設備付	特別	85.5	13,790	13,520
		一般		12,970	12,710
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	14,760	14,470
		一般		13,880	13,610
	暖房設備付	特別	94.0	15,160	14,860
		一般		14,250	13,980
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	102.7	13,270	13,010
		一般		12,270	12,030
	暖房設備付	特別	101.1	13,540	13,280
		一般		12,520	12,270
高層耐火構造	燃料庫付	特別	102.7	14,890	14,600

(地上階数 9～11 階)	暖房設備付	一般		13,770	13,500
		特別	101.1	15,120	14,820
		一般		13,970	13,690
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	燃料庫付	特別	102.7	15,840	15,530
		一般		14,640	14,360
	暖房設備付	特別	101.1	16,050	15,740
		一般		14,840	14,550
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	102.7	17,250	16,920
		一般		15,950	15,640
	暖房設備付	特別	101.1	17,440	17,100
		一般		16,120	15,810
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	21,290	20,870
		一般		19,680	19,290
	暖房設備付	特別	105.6	21,550	21,130
		一般		19,920	19,530

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	10,340
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	11,540
耐火構造平家建	74.7	11,580
耐火構造 2 階建	79.3	12,290
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,300
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	14,630
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,580

中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	14,940
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	12,420
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	94.0	13,660
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	101.1	13,040
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	14,710
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	15,770

○その3 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	81.3	16,230	15,930	15,000	14,400	14,340
	大 都 市		-	13,020	12,270	11,790	11,760
	多雪寒冷		12,750	12,480	11,760	11,280	-
	一 般		-	12,120	11,400	10,950	10,920

	奄 美		-	-	-	-	13,350
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建	特 別	85.9	17,040	16,710	15,810	15,270	15,240
	大 都 市		-	13,800	13,080	12,630	12,600
	多雪寒冷		13,560	13,290	12,570	12,150	-
	一 般		-	12,900	12,210	11,790	11,760
	奄 美		-	-	-	-	14,460
耐火構造平家建	特 別	81.3	18,120	17,790	16,710	16,050	16,050
	大 都 市		-	13,920	13,080	12,570	12,570
	多雪寒冷		13,560	13,290	12,480	12,000	-
	一 般		-	12,690	11,910	11,460	11,460
	奄 美		-	-	-	-	14,010
耐火構造 2 階建	特 別	85.9	18,300	17,940	16,980	16,380	16,380
	大 都 市		-	14,760	13,980	13,500	13,500
	多雪寒冷		14,550	14,250	13,500	13,020	-
	一 般		-	13,770	13,020	12,570	12,570
	奄 美		-	-	-	-	15,390
中層準耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92.1	16,230	15,900	15,150	14,670	14,640
	大 都 市		-	13,800	13,140	12,750	12,720
	多雪寒冷		13,620	13,350	12,690	12,300	-
	一 般		-	12,780	12,150	11,790	11,760
	奄 美		-	-	-	-	15,120
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	17,730	17,370	16,560	16,020	15,990
	大 都 市		-	15,090	14,370	13,920	13,890
	多雪寒冷		14,850	14,580	13,860	13,440	-
	一 般		-	13,950	13,290	12,870	12,840
	奄 美		-	-	-	-	16,500
中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92.1	16,680	16,350	15,540	15,060	15,030
	大 都 市		-	14,190	13,500	13,080	13,050
	多雪寒冷		14,010	13,740	13,050	12,630	-
	一 般		-	13,080	12,420	12,060	12,030
	奄 美		-	-	-	-	15,420
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,210	17,850	16,980	16,440	16,440
	大 都 市		-	15,510	14,730	14,280	14,280
	多雪寒冷		15,300	15,000	14,250	13,800	-
	一 般		-	14,280	13,590	13,170	13,140

	奄 美		-	-	-	-	16,830
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階)	特 別	92.1	16,470	16,140	15,270	14,760	14,730
	大 都 市		-	13,920	13,140	12,720	12,690
	多雪寒冷		13,680	13,410	12,690	12,270	-
	一 般		-	12,750	12,060	11,640	11,640
	奄 美		-	-	-	-	14,910
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,000	17,640	16,680	16,110	16,110
	大 都 市		-	15,180	14,370	13,890	13,860
	多雪寒冷		14,940	14,640	13,860	13,380	-
	一 般		-	13,920	13,170	12,720	12,720
	奄 美		-	-	-	-	16,290
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	特 別	107.7	17,580	17,220	16,440	15,960	15,930
	大 都 市		-	14,310	13,650	13,230	13,230
	多雪寒冷		15,600	15,300	14,580	14,160	-
	一 般		-	13,410	12,780	12,420	12,390
	奄 美		-	-	-	-	16,380
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	特 別	107.7	18,540	18,150	17,400	16,950	16,920
	大 都 市		-	14,730	14,100	13,740	13,740
	多雪寒冷		16,140	15,840	15,180	14,760	-
	一 般		-	13,650	13,080	12,720	12,720
	奄 美		-	-	-	-	16,800
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特 別	107.7	18,870	18,510	17,790	17,370	17,340
	大 都 市		-	15,960	15,360	14,970	14,970
	多雪寒冷		17,130	16,770	16,140	15,750	-
	一 般		-	15,150	14,580	14,220	14,220
	奄 美		-	-	-	-	18,750
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特 別	107.7	20,010	19,620	18,900	18,510	18,480
	大 都 市		-	16,920	16,320	15,960	15,930
	多雪寒冷		18,150	17,790	17,160	16,770	-
	一 般		-	16,080	15,480	15,150	15,150
	奄 美		-	-	-	-	19,980
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	112.2	27,540	27,000	26,190	25,770	25,740
	大 都 市		-	20,820	20,220	19,860	19,860
	多雪寒冷		23,280	22,800	22,140	21,780	-
	一 般		-	18,900	18,330	18,030	18,000

	奄 美		-	-	-	-	22,140
--	-----	--	---	---	---	---	--------

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	13,890	13,620
		一般		12,960	12,690
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	87.5	14,160	13,860
		一般		13,440	13,170
耐火構造平家建		特別	82.9	14,790	14,490
		一般		14,100	13,830
耐火構造2階建		特別	87.5	15,150	14,850
		一般		14,430	14,160
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,180	14,880
		一般		14,400	14,100
	暖房設備付	特別	92.1	15,600	15,300
		一般		14,790	14,490
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,560	16,230
		一般		15,690	15,390
	暖房設備付	特別	100.6	17,040	16,710
		一般		16,140	15,840
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,690	15,390
		一般		14,760	14,460
	暖房設備付	特別	92.1	16,140	15,810
		一般		15,180	14,880
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	17,130	16,800
		一般		16,110	15,780
	暖房設備付	特別	100.6	17,610	17,280
		一般		16,560	16,230
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	14,520	14,220
		一般		13,650	13,380
	暖房設備付	特別	92.1	14,910	14,610
		一般		14,010	13,740
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102.2	15,810	15,510

(地上階数 4～5 階) (片廊下型住棟)	暖房設備付	一般		14,880	14,580
		特別	100.6	16,260	15,960
		一般			15,300
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	燃料庫付	特別	109.3	14,280	14,010
		一般		13,200	12,930
	暖房設備付	特別	107.7	14,580	14,310
		一般		13,470	13,200
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	燃料庫付	特別	109.3	16,020	15,720
		一般		14,820	14,520
	暖房設備付	特別	107.7	16,290	15,960
		一般		15,030	14,760
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	燃料庫付	特別	109.3	17,040	16,710
		一般		15,750	15,450
	暖房設備付	特別	107.7	17,280	16,950
		一般		15,990	15,660
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	18,570	18,210
		一般		17,160	16,830
	暖房設備付	特別	107.7	18,780	18,420
		一般		17,370	17,010
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	22,860	22,410
		一般		21,120	20,700
	暖房設備付	特別	112.2	23,160	22,710
		一般		21,390	20,970

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	11,820
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	13,110
耐火構造平家建	81.3	13,230
耐火構造 2 階建	85.9	13,950

中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,370
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	15,690
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,670
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,020
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	13,410
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	100.6	14,670
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	107.7	14,040
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	107.7	15,840
高層耐火構造 (地上階数12階～)	107.7	16,980

○その4 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	15,480	15,150	14,280	13,710	13,680
	大都市		-	12,420	11,670	11,220	11,190
	多雪寒冷		12,120	11,880	11,190	10,740	-
	一般		-	11,520	10,860	10,440	10,380
	奄美		-	-	-	-	12,690
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	16,230	15,900	15,060	14,550	14,520
	大都市		-	13,140	12,450	12,030	12,000
	多雪寒冷		12,900	12,660	11,970	11,580	-
	一般		-	12,270	11,640	11,220	11,190
	奄美		-	-	-	-	13,770
耐火構造平家建	特別	81.3	17,280	16,920	15,900	15,300	15,270
	大都市		-	13,260	12,450	11,970	11,970
	多雪寒冷		12,900	12,660	11,880	11,430	-
	一般		-	12,090	11,340	10,920	10,890
	奄美		-	-	-	-	13,350
耐火構造2階建	特別	85.9	17,400	17,070	16,170	15,600	15,600
	大都市		-	14,070	13,320	12,840	12,840
	多雪寒冷		13,860	13,560	12,840	12,420	-
	一般		-	13,110	12,420	11,970	11,970
	奄美		-	-	-	-	14,670
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	16,170	15,840	15,090	14,610	14,580
	大都市		-	13,770	13,110	12,690	12,660
	多雪寒冷		13,560	13,290	12,660	12,270	-
	一般		-	12,720	12,120	11,730	11,700
	奄美		-	-	-	-	15,060
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	17,670	17,310	16,470	15,960	15,930
	大都市		-	15,030	14,310	13,860	13,830
	多雪寒冷		14,820	14,520	13,830	13,380	-
	一般		-	13,890	13,230	12,810	12,780
	奄美		-	-	-	-	16,440
中層耐火構造	特別		16,620	16,290	15,480	15,000	14,970

(地上階数 3 階)	大 都 市	92.1	-	14,160	13,440	13,020	13,020
	多雪寒冷		13,950	13,680	12,990	12,600	-
	一 般		-	13,050	12,390	12,000	12,000
	奄 美		-	-	-	-	15,360
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,150	17,790	16,920	16,380	16,380
	大 都 市		-	15,450	14,670	14,220	14,220
	多雪寒冷		15,240	14,940	14,190	13,740	-
	一 般		-	14,250	13,530	13,110	13,110
	奄 美		-	-	-	-	16,770
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	92.1	16,410	16,080	15,210	14,700	14,700
	大 都 市		-	13,860	13,110	12,660	12,660
	多雪寒冷		13,620	13,350	12,630	12,210	-
	一 般		-	12,690	12,000	11,610	11,580
	奄 美		-	-	-	-	14,850
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	17,910	17,580	16,620	16,050	16,050
	大 都 市		-	15,120	14,310	13,830	13,830
	多雪寒冷		14,880	14,580	13,800	13,350	-
	一 般		-	13,860	13,110	12,660	12,660
	奄 美		-	-	-	-	16,230
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	107.7	17,370	17,040	16,230	15,750	15,750
	大 都 市		-	14,130	13,470	13,080	13,080
	多雪寒冷		15,420	15,120	14,400	13,980	-
	一 般		-	13,260	12,630	12,270	12,240
	奄 美		-	-	-	-	16,170
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別	107.7	18,300	17,940	17,190	16,740	16,740
	大 都 市		-	14,550	13,950	13,590	13,560
	多雪寒冷		15,960	15,660	15,000	14,610	-
	一 般		-	13,500	12,930	12,570	12,570
	奄 美		-	-	-	-	16,590
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	特 別	107.7	18,660	18,300	17,580	17,160	17,130
	大 都 市		-	15,780	15,150	14,790	14,790
	多雪寒冷		16,920	16,590	15,960	15,570	-
	一 般		-	14,970	14,400	14,040	14,040
	奄 美		-	-	-	-	18,540
高層耐火構造	特 別		19,770	19,380	18,690	18,300	18,270

(地上階数 14～19 階)	大 都 市	107.7	-	16,710	16,110	15,780	15,750
	多雪寒冷		17,940	17,580	16,950	16,590	-
	一 般		-	15,870	15,300	14,970	14,970
	奄 美		-	-	-	-	19,770
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	112.2	27,210	26,670	25,890	25,470	25,440
	大 都 市		-	20,580	19,980	19,650	19,620
	多雪寒冷		23,010	22,560	21,870	21,510	-
	一 般		-	18,660	18,120	17,820	17,790
	奄 美		-	-	-	-	21,900

(北海道)

構造別	地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		
			I	II	
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	13,230	12,990	
	一般		12,330	12,090	
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建	特別	87.5	13,470	13,200	
	一般		12,810	12,540	
耐火構造平家建	特別	82.9	14,070	13,800	
	一般		13,410	13,170	
耐火構造 2 階建	特別	87.5	14,430	14,130	
	一般		13,740	13,470	
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,120	14,820
		一般		14,340	14,070
	暖房設備付	特別	92.1	15,540	15,240
		一般		14,730	14,430
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,500	16,170
		一般		15,630	15,330
	暖房設備付	特別	100.6	16,980	16,650
		一般		16,080	15,780
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,630	15,330
		一般		14,700	14,430
	暖房設備付	特別	92.1	16,080	15,750
		一般		15,120	14,820
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102.2	17,070	16,710

(地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	暖房設備付	一般		16,050	15,720
		特別	100.6	17,550	17,220
		一般			16,500
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	14,460	14,160
		一般		13,590	13,320
	暖房設備付	特別	92.1	14,850	14,550
		一般		13,950	13,680
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	15,750	15,450
		一般		14,820	14,520
	暖房設備付	特別	100.6	16,200	15,900
		一般		15,240	14,940
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	燃料庫付	特別	109.3	14,100	13,830
		一般		13,050	12,780
	暖房設備付	特別	107.7	14,400	14,130
		一般		13,320	13,050
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	燃料庫付	特別	109.3	15,840	15,510
		一般		14,640	14,340
	暖房設備付	特別	107.7	16,080	15,780
		一般		14,850	14,580
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	燃料庫付	特別	109.3	16,830	16,500
		一般		15,570	15,270
	暖房設備付	特別	107.7	17,100	16,740
		一般		15,780	15,480
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	18,360	18,000
		一般		16,950	16,620
	暖房設備付	特別	107.7	18,570	18,210
		一般		17,160	16,830
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	22,590	22,140
		一般		20,880	20,460
	暖房設備付	特別	112.2	22,890	22,440
		一般		21,150	20,730

(沖縄)

	1 戸当たり	1 戸当たり
--	--------	--------

構 造 別	標準床面積 (㎡/戸)	主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	11,250
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	12,480
耐火構造平家建	81.3	12,600
耐火構造 2 階建	85.9	13,290
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,310
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	15,630
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,610
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	15,960
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	13,350
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	100.6	14,610
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	107.7	13,890
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	107.7	15,660
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	16,800

○その5 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/m ²)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建 及び 準耐火構造平屋建	特 別	5,273	5,170	4,866	4,674	4,660	120	117	111	106	106
	大 都 市	-	4,231	3,983	3,826	3,814	-	96	91	87	87
	多雪寒冷	4,137	4,056	3,817	3,667	-	94	92	87	83	-
	一 般	-	3,933	3,702	3,556	3,545	-	89	84	81	81
	奄 美	-	-	-	-	4,332	-	-	-	-	98
木造2階建 及び 準耐火構造2階建	特 別	5,351	5,246	4,968	4,800	4,785	122	119	113	109	109
	大 都 市	-	4,334	4,104	3,965	3,953	-	98	93	90	90
	多雪寒冷	4,256	4,173	3,951	3,818	-	97	95	90	87	-
	一 般	-	4,050	3,835	3,706	3,694	-	92	87	84	84
	奄 美	-	-	-	-	4,541	-	-	-	-	103
耐火構造平家建	特 別	5,886	5,771	5,422	5,213	5,208	134	131	123	118	118
	大 都 市	-	4,518	4,244	4,081	4,077	-	103	96	93	93
	多雪寒冷	4,400	4,314	4,053	3,897	-	100	98	92	89	-
	一 般	-	4,119	3,870	3,721	3,717	-	94	88	85	84
	奄 美	-	-	-	-	4,551	-	-	-	-	103
耐火構造2階建	特 別	5,741	5,629	5,330	5,145	5,140	130	128	121	117	117
	大 都 市	-	4,638	4,392	4,240	4,235	-	105	100	96	96
	多雪寒冷	4,566	4,477	4,240	4,092	-	104	102	96	93	-
	一 般	-	4,323	4,094	3,952	3,948	-	98	93	90	90
	奄 美	-	-	-	-	4,833	-	-	-	-	110
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	5,105	5,005	4,765	4,617	4,608	116	114	108	105	105
	大 都 市	-	4,344	4,136	4,008	3,999	-	99	94	91	91
	多雪寒冷	4,280	4,196	3,995	3,871	-	97	95	91	88	-
	一 般	-	4,016	3,824	3,705	3,698	-	91	87	84	84
	奄 美	-	-	-	-	4,752	-	-	-	-	108
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	5,267	5,163	4,916	4,763	4,754	120	117	112	108	108
	大 都 市	-	4,482	4,267	4,135	4,126	-	102	97	94	94
	多雪寒冷	4,416	4,329	4,122	3,994	-	100	98	94	91	-
	一 般	-	4,144	3,945	3,823	3,815	-	94	90	87	87
	奄 美	-	-	-	-	4,903	-	-	-	-	111
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	5,246	5,143	4,887	4,736	4,731	119	117	111	108	108
	大 都 市	-	4,467	4,245	4,113	4,109	-	102	96	93	93
	多雪寒冷	4,404	4,318	4,103	3,976	-	100	98	93	90	-
	一 般	-	4,116	3,912	3,790	3,787	-	94	89	86	86
	奄 美	-	-	-	-	4,848	-	-	-	-	110
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	5,412	5,306	5,042	4,886	4,881	123	121	115	111	111
	大 都 市	-	4,608	4,379	4,243	4,239	-	105	100	96	96
	多雪寒冷	4,544	4,455	4,233	4,102	-	103	101	96	93	-

(片廊下型住棟)	一般	-	4,247	4,036	3,911	3,907	-	97	92	89	89
	奄美	-	-	-	-	5,002	-	-	-	-	114
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	5,180	5,079	4,805	4,642	4,638	118	115	109	106	105
	大都市	-	4,374	4,138	3,998	3,994	-	99	94	91	91
	多雪寒冷	4,303	4,219	3,991	3,856	-	98	96	91	88	-
	一般	-	4,009	3,793	3,664	3,661	-	91	86	83	83
	奄美	-	-	-	-	4,687	-	-	-	-	107
中層耐火構造 (地上階数 4～5階) (片廊下型住棟)	特別	5,344	5,240	4,957	4,789	4,785	121	119	113	109	109
	大都市	-	4,513	4,269	4,125	4,121	-	103	97	94	94
	多雪寒冷	4,440	4,353	4,118	3,979	-	101	99	94	90	-
	一般	-	4,136	3,913	3,781	3,777	-	94	89	86	86
	奄美	-	-	-	-	4,835	-	-	-	-	110
高層耐火構造 (地上階数 6～8階)	特別	4,948	4,851	4,626	4,492	4,487	112	110	105	102	102
	大都市	-	4,029	3,842	3,730	3,726	-	92	87	85	85
	多雪寒冷	4,391	4,305	4,106	3,986	-	100	98	93	91	-
	一般	-	3,776	3,601	3,496	3,493	-	86	82	79	79
	奄美	-	-	-	-	4,609	-	-	-	-	105
高層耐火構造 (地上階数 9～11階)	特別	5,217	5,114	4,900	4,771	4,766	119	116	111	108	108
	大都市	-	4,148	3,974	3,869	3,865	-	94	90	88	88
	多雪寒冷	4,548	4,459	4,272	4,160	-	103	101	97	95	-
	一般	-	3,844	3,683	3,586	3,583	-	87	84	82	81
	奄美	-	-	-	-	4,728	-	-	-	-	107
高層耐火構造 (地上階数 12～13階)	特別	5,315	5,211	5,010	4,888	4,883	121	118	114	111	111
	大都市	-	4,494	4,321	4,216	4,211	-	102	98	96	96
	多雪寒冷	4,819	4,725	4,543	4,432	-	110	107	103	101	-
	一般	-	4,269	4,105	4,005	4,001	-	97	93	91	91
	奄美	-	-	-	-	5,280	-	-	-	-	120
高層耐火構造 (地上階数 14～19階)	特別	5,634	5,523	5,325	5,210	5,205	128	126	121	118	118
	大都市	-	4,763	4,592	4,494	4,489	-	108	104	102	102
	多雪寒冷	5,108	5,008	4,829	4,725	-	116	114	110	107	-
	一般	-	4,525	4,362	4,269	4,264	-	103	99	97	97
	奄美	-	-	-	-	5,628	-	-	-	-	128
超高層耐火構造 (地上階数 20階～)	特別	7,537	7,389	7,171	7,051	7,044	171	168	163	160	160
	大都市	-	5,701	5,533	5,440	5,435	-	130	126	124	124
	多雪寒冷	6,370	6,245	6,060	5,959	-	145	142	138	135	-
	一般	-	5,171	5,018	4,935	4,930	-	118	114	112	112
	奄美	-	-	-	-	6,064	-	-	-	-	138

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係数 (千円/戸)	
		I	II	I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	4,462	4,375	101	99
	一般	4,156	4,075	94	93

木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	4,394	4,308	100	98
		一般	4,174	4,092	95	93
耐火構造平家建		特別	4,746	4,653	108	106
		一般	4,523	4,435	103	101
耐火構造2階建		特別	4,704	4,612	107	105
		一般	4,484	4,396	102	100
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,724	4,632	107	105
		一般	4,478	4,390	102	100
	暖房設備付	特別	4,904	4,808	111	109
		一般	4,652	4,561	106	104
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	4,868	4,772	111	108
		一般	4,617	4,526	105	103
	暖房設備付	特別	5,061	4,962	115	113
		一般	4,799	4,705	109	107
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,883	4,787	111	109
		一般	4,592	4,502	104	102
	暖房設備付	特別	5,074	4,975	115	113
		一般	4,770	4,677	108	106
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,034	4,935	114	112
		一般	4,732	4,640	108	105
	暖房設備付	特別	5,235	5,132	119	117
		一般	4,921	4,825	112	110
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,514	4,426	103	101
		一般	4,244	4,161	96	95
	暖房設備付	特別	4,685	4,593	106	104
		一般	4,406	4,319	100	98
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	4,651	4,560	106	104
		一般	4,374	4,289	99	97
	暖房設備付	特別	4,833	4,738	110	108
		一般	4,545	4,456	103	101
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	3,980	3,902	90	89
		一般	3,680	3,608	84	82
	暖房設備付	特別	4,106	4,026	93	91
		一般	3,796	3,722	86	85
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	4,466	4,379	102	100
		一般	4,129	4,048	94	92
	暖房設備付	特別	4,584	4,494	104	102
		一般	4,236	4,153	96	94
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	4,750	4,657	108	106
		一般	4,392	4,306	100	98
	暖房設備付	特別	4,868	4,773	111	108
		一般	4,499	4,411	102	100
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	5,175	5,074	118	115
		一般	4,785	4,691	109	107
	暖房設備付	特別	5,289	5,185	120	118
		一般	4,889	4,793	111	109

高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	6,194	6,073	141	138
		一般	5,727	5,615	130	128
	暖房設備付	特別	6,338	6,214	144	141
		一般	5,859	5,744	133	131

(沖縄)

構 造 別	1 戸あたり 主体付帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	3,834	87
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	4,118	94
耐火構造平家建	4,292	98
耐火構造 2 階建	4,384	100
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	4,520	103
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	4,664	106
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	4,614	105
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	4,763	108
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	4,220	96
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	4,356	99
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	3,955	90
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	4,460	101
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	4,783	109

○その 6 主体付帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地 区 名	地 区 域
特 別 地 区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地及び同条第 4 項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第 129号）第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域及び同条第 4 項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策

	特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市及び塩谷郡栗山町に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（高山市、郡上郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。）、滋賀県（坂田郡伊吹町、伊香郡木之本町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。）、京都府（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父市及び朝来郡和田山町に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市、益田市、江津市及び邇摩郡を除く。）
奄美地区	鹿児島県（名瀬市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p>2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町</p> <p>福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村</p> <p>栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p> <p>群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）</p> <p>新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町</p> <p>山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p>	

長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、

岐阜県	鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）

4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町

、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）

三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市（旧下関市に限る。）

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町

高知県 高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）

福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

(北海道)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 2,959,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,113,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 25,617,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,115,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,301,000円 1戸当たり 187,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 2,560,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,775,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,357,000円 ただし、本区分の加算を受けて合	都市再生住宅

		併処理浄化槽を設ける場合にあつては、 2,153,000円															
(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,301,000円	改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅														
(10)ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,301,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(11)試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,301,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12)作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>131,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>140,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>163,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	131,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	140,000円/㎡	低層耐火構造	142,000円/㎡	中層準耐火構造	142,000円/㎡	中層耐火構造	142,000円/㎡	高層耐火構造	163,000円/㎡	
構造別	1㎡当たり工事費																
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	131,000円/㎡																
木造2階建及び準耐火構造2階建	140,000円/㎡																
低層耐火構造	142,000円/㎡																
中層準耐火構造	142,000円/㎡																
中層耐火構造	142,000円/㎡																
高層耐火構造	163,000円/㎡																
(13)耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこ	1戸当たり 1,775,000円	都市再生住宅														

	<p>れと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合</p> <p>① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。</p> <p>構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあつては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。</p>	<p>ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,775,000円に、その1戸当たり平均床面積に44m²を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m²を加えたもので除した数値を乗じて得た額</p>	
(14)スライド条項等適用工事	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負	1戸当たり 2,560,000円	都市再生住宅

費	担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合		
(15)その他特別 工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,560,000円	

別表第3 開発充当率

(1)開発充当率

取得の条件		開発充当率
1	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2	1㎡当たり6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3	その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = A_0 - A$ ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2)基準容積率

	特 別	一 般	特 別
--	-----	-----	-----

構造	地区区分	特別豪雪地帯 を除く 大 都 市	奄 沖 美 縄	特別豪雪地帯 に限る 北 海 道 多雪寒冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)		20%	20%	20%
木造(2階) 低層準耐火構造(2階) 低層耐火構造(2階)		35	35	30
中層準耐火構造(3階) 中層耐火構造(3階)		55	55	55
中層耐火構造(4・5階)		75	70	65
高層耐火構造		114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1(その6)による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その2 (大都市－Ⅱ)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡町、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里町
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平

和歌山県	群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町 和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額												
(1) 道路整備費	整備に要する額												
(2) 下排水工事費													
(3) 児童遊園整備費													
(4) 緑地整備費													
(5) 地区施設等用地取得造成費													
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。												
(7) 管理事務所設置工事費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>131,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>140,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>142,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	131,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	140,000円/㎡	低層耐火構造	142,000円/㎡	中層準耐火構造	142,000円/㎡	中層耐火構造	142,000円/㎡
	構造別	1㎡当たり工事費											
	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	131,000円/㎡											
	木造2階建及び準耐火構造2階建	140,000円/㎡											
	低層耐火構造	142,000円/㎡											
	中層準耐火構造	142,000円/㎡											
中層耐火構造	142,000円/㎡												

	高層耐火構造	163,000円/㎡
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、25,519,000円/件を限度とする。	
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、25,519,000円/件を限度とする。	
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制 度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、25,519,000円/件を限度とする。	
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、398,000円/件を限度とする。	
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工 事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 69,000円/㎡、高層耐 火構造 76,000円/㎡ を限度とする。	
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、154,000円/㎡を限度とする。	
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額	
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整 備に要する費用	整備に要する額	
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額	
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額	
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費 用	必要と認める額	

附 則

第1条 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））の規定によるものとする。